

給与支払者の個人番号確認を実施します

平成 28 年分以降、給与支払報告書（総括表）に個人番号又は法人番号欄が追加されたことから、給与支払報告書（総括表）に記載のある給与支払者（個人事業主）の個人番号確認を実施します。

ご提出の際には、以下の書類が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、郵送の場合は写しを同封してください。

※以下の必要書類をお持ちでない場合は受付できないことがあります。

（１）個人事業主本人が提出する場合

確認事項	必要書類
番号確認 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカード● 通知カード※● 個人番号が記載された住民票
本人確認 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none">● マイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付き身分証明書 (健康保険証や年金手帳など、顔写真のない身分証明書の場合は2点)

（２）代理人が提出する場合

確認事項	必要書類
給与支払者（個人事業主）の番号確認 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none">● 給与支払者（個人事業主）のマイナンバーカードの写し● 給与支払者（個人事業主）の通知カードの写し※● 給与支払者（個人事業主）の個人番号が記載された住民票の写し
代理人の本人確認 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none">● 代理人のマイナンバーカードや運転免許証等の顔写真付き身分証明書 (健康保険証や年金手帳など、顔写真のない身分証明書の場合は2点)
代理権の確認 (いずれか1点)	<ul style="list-style-type: none">● 税務代理権限証書（税理士のみ）● 委任状（任意のものでも可）

※通知カードに記載された氏名、住所などが、住民票に記載されている内容と一致している場合に限る。

※通知カードの取り扱い

「通知カード」は令和 2 年 5 月 25 日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。ご提出の際には、記載内容をご確認ください。